

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分及び同年〇月〇日付けでした労災保険法による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、会社が運営するB所在のC山荘（以下「事業場」という。）に雇用され、山小屋スタッフとして就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、事業場の外でヘリコプターの荷物を整理中、プロパンガスのボンベを取りに行こうとして、鉄板に打たれたフックネジを踏み、左足首を捻り負傷したという。その後、痛みを我慢して就労していたところ、痛めた左足を何度も業務中に捻ったという。また、同年〇月〇日、事業場において、5kgの米が6個入った米袋を運んだ時に背中から腰にかけて違和感を感じ、当日か翌日の夜には耐えられない痛みを襲われたという。請求人は、同月〇日、D病院に受診し、「左足関節捻挫、腰痛症」と診断された。

請求人は、「左足関節捻挫、腰痛症」を発症したのは、同年〇月〇日の転倒及びそれ以降同年〇月〇日までの業務によるものであり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付、休業補償給付及び障害補償給付を請求したところ、監督署長から不支給決定処分を受け、審査請求を経て、再審査請求に及んでいる（平成28年労第318号事件）。

今般、請求人は、「左足関節捻挫」（以下「本件傷病」という。）を発症したのは、同月○日の下山中に足を捻ったことが原因であり、業務上の事由によるもの又は通勤によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び療養給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病には業務遂行性及び業務起因性のいずれも認められず、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、療養補償給付を支給しない旨の処分をし、また、本件傷病には通勤遂行性が認められず、通勤によるものとは認められないとして、療養給付を支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件傷病が業務上又は通勤上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）請求人は、平成○年○月○日の下山中に足を捻り、本件傷病を発症したと主張している。

この点、請求人は、同日の午前○時頃、下山中に登山道において、○センチぐらいの段差を小走りで下りようとした時に左足の着地に失敗して負傷した旨述べており、また、決定書理由に説示するとおり、翌日にD病院において初診の際に、左足首に急性の腫れがあった旨述べており、請求人は、同日

の下山中に負傷し本件傷病を発症したものと推認される。

(2) 請求人は、本件傷病は、業務災害である旨主張しているので、以下検討する。

ア 請求人は、平成〇年〇月〇日の下山について、使用者の支配下にいたものであり、就業中に緊急の治療を要する場合において、事業場と最寄りの医療機関との間の直接の往復途上における災害であり、業務災害とするのが適当である旨述べている。

イ この点、Eは、「請求人は、下山する1週間くらい前から体調を崩していました。請求人から『背中に腫瘍ができたかもしれない』と聞いてスタッフみんなで心配し、とりあえず早めに病院に行って診てもらった方がいいということになり、平成〇年〇月〇日に病院を受診するために下山させました。」旨述べており、さらに、Fが記入した同月〇日の作業日報には、「請求人の背中に腫瘍ができ、ダウン。悪性かもしれないと本人は心配して明日受診のため下山。偏った食生活がたたったおできと思われる。」旨記載されており、決定書理由に説示するとおり、請求人は、体調を崩して病院を受診するため、同日業務を離れて下山したと認められる。

また、請求人は、同日に山小屋から登山口であるGまで徒歩により下山し、GからはHが運転する車に同乗しI病院を訪れているが、請求人によると同病院は受付時間外により受診せず、その後は、同病院からJ駅まで徒歩により移動し、J駅から電車とバスでK労働基準監督署を訪れ、最終的にはL市の自宅に帰宅していることが認められる。

ウ また、雇い入れ通知書をみると、下山日は欠勤扱いとされており、請求人の手帳には、同日病欠欠勤の旨記載され、作業日報にも、請求人が下山、休暇の旨記載されている。

エ 請求人は、同日の下山について、使用者の支配下にいたと述べているが、当日は、欠勤して下山しており、また、請求人は、「偶然社長がGまで荷物の輸送で来る予定があったために、支配人が配慮した」旨述べており、Hらの好意により、たまたま車で病院まで送り届けてもらったものと認められ、使用者の支配下にいたとする請求人の主張を採用することはできない。

オ さらに、請求人は、下山の理由について、背中におできができたことを挙げているが、同日の下山後には、受付時間外として、病院を受診してお

らず、また、翌日に受診したD病院のM医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「請求人の左足関節捻挫についてX P・MR I 異常所見認めず、背部痛腰痛について異常認めず。」と述べている。

カ したがって、請求人は、平成〇年〇月〇日に欠勤して下山しており、就業中とは認められず、また、緊急の治療を要する場合とも認められないことから、当審査会は、本件傷病を業務災害として取り扱うことはできないものと判断する。

(3) また、請求人は、本件傷病は、通勤災害である旨主張しているので、以下検討する。

ア 労災保険法第7条第2項によれば、通勤とは、労働者が就業に関し住居と就業の場所との間を合理的な経路及び方法により往復することとされている。

イ 請求人は、平成〇年〇月〇日の下山は、帰宅するための下山ではないが、結果として通勤経路で帰宅しているので住居間の移動が成立しており、また、下山前から診断結果によっては自宅でしばらく療養しなければいけなくなることも予想していたことから、通勤遂行性が認められる旨述べている。

ウ この点、Eは、「下山前、私と請求人の間では、病院へ行ったら必ず戻ってくるという約束をしていました。そもそも請求人は自宅へ帰るなんてことは一言も言ってなかったですし、私もスタッフも病院へ行ったら戻ってくるだろうと思っていました。私は、当然下山当日に請求人から連絡があるだろうと思っていましたが、結局、請求人から連絡がきたのは翌日でした。」と述べており、請求人は、「下山後、病院を受診できず、宿が高くて帰郷した方がメリットが多いと思い、休業を決め帰郷。」と述べており、請求人は病院を受診しなかった上に、事業場に連絡せずに、自己判断で自宅に戻ったものと認められる。

エ したがって、当審査会は、請求人の同日の下山については、就業に関し、住居と就業の場所との間を往復したものとは認められないことから、通勤として認めることはできない。

(4) したがって、当審査会は、請求人の平成〇年〇月〇日の下山について、業務遂行性及び通勤遂行性は認められず、本件傷病は、業務上の事由によるも

のとは認められず、また、通勤によるものとも認められないと判断する。

(5) また、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び療養給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。